

豊川市障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援支給決定基準

1 支給決定基準を定める目的

障害者総合支援法における障害福祉サービス及び地域生活支援事業、また、児童福祉法における障害児通所支援の支給の可否や支給量の決定に関し、支給決定基準を明確化し、公平かつ適切な支給決定をするため。

2 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援支給決定の考え方

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の支給決定にあたっては、障害のある方が住み慣れた地域で安心して生活していくために必要な支援を明らかにし、平成24年4月から導入された相談支援専門員によるサービス等利用計画（案）等に基づき必要な福祉サービス量を支給決定します。

3 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援支給決定基準について

障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援は公費で支援するサービスであり、支給決定にあたっては、公正及び適正な判断が求められます。

このことから、豊川市における障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援の支給決定基準の目安を設けることとします。

なお、支給決定基準の目安として、個々のサービス支給量の上限を記載いたしますが、あくまで目安であり、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に、状況に応じて上限量を超える支給決定をする場合もあります。

注：表中の記号：○＝利用可能、△＝条件を満たせば利用可能、×＝利用不可

（１）居宅介護（身体介護）

対象	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	○	○	○	○	○	○
内容等	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護など本人の身体に触れる行為の援助を行う。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画（案）等に基づく必要量 ただし、１回３時間まで。						

（２）居宅介護（家事援助）

対象	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	○	○	○	○	○	○
内容等	料理や洗濯、掃除、生活必需品の買い物など本人の身体に触れない行為の援助を行う。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画（案）等に基づく必要量 ただし、１回１．５時間まで。						

（３）居宅介護（通院等介助）

対象	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	△	○	○	○	○	○
対象	身体介護を伴う場合は、次のいずれにも該当すること （１）区分 2 以上 （２）障害支援区分の認定調査項目のうち、それぞれ（ア）～（オ）に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること （ア）「歩行」：「全面的な支援が必要」 （イ）「移乗」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 （ウ）「移動」：「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 （エ）「排尿」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 （オ）「排便」：「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」						
内容等	病院への定期的な通院、官公署への手続きのための外出時における援助を行う。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画（案）等に基づく必要量						

(4) 重度訪問介護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	×	○	○	○
対象	次のいずれかに該当する者 (1) 次のいずれにも該当する者 ①二肢以上に麻痺等があること ②障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者						
内容等	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画(案)等に基づく必要量						

(5) 同行援護

対象	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者
内容等	外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う。
支給決定基準	上限：サービス等利用計画(案)等に基づく必要量

(6) 行動援護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	○	○	○	○
対象	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障害児にあつてはこれに相当する支援の度合)である者						
内容等	当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画(案)等に基づく必要量						

(7) 療養介護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	×	×	△	○
対象	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として、次のいずれかに該当する者 (1) 筋萎縮性側索硬化症 (A L S) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分が区分 6 の者 (2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分が区分 5 以上の者						
内容等	主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。						
支給決定基準	原則：暦日数／月						

(8) 生活介護

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	△	○	○	○	○
対象	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次のいずれかに該当する者 (1) 障害支援区分が区分 3 (障害者支援施設に入所する場合は区分 4) 以上である者 (2) 年齢が 50 歳以上の場合は、障害支援区分が区分 2 (障害者支援施設に入所する場合は区分 3) 以上である者 (3) 生活介護と施設入所支援との利用の組合せを希望する者であって、障害支援区分が区分 4 (50 歳以上の者は区分 3) より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画 (案) を作成する手続を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者						
内容等	主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。						
支給決定基準	原則：暦日数－8／月						

(9) 短期入所

対象	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	○	○	○	○	○	○
※障害児にあってはこれに相当する支援の度合							
内容等	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。						
支給決定基準	上限目安： 8 日／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由をサービス等利用計画（案）等に記載すること。						

(1 0) 重度障害者等包括支援

対象	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	×	×	×	○
意思疎通に著しい困難を有する者であって、次のいずれかに該当する者 (1) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、次のいずれかに該当する者 ①人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ②最重度知的障害者 (2) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（ 1 2 項目）の合計点数が 1 0 点以上である者							
内容等	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。						
支給決定基準	上限：サービス等利用計画（案）等に基づく必要量						

(1 1) 施設入所支援

	非該当	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6
	×	×	×	△	○	○	○
対象	次のいずれかに該当する者 (1) 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分 4 (50 歳以上の者にあつては区分 3) 以上である者 (2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者 (3) 生活介護を受けている者であつて障害支援区分 4 (50 歳以上の場合は障害支援区分 3) より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画(案)の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者 (4) 就労継続支援 B 型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画(案)の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者						
内容等	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。						
支給決定基準	原則：暦日数／月						

(1 2) 自立訓練（機能訓練）

対象	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のために、一定の支援が必要な身体障害者又は難病等対象者等（具体的には次のような例） (1) 入所施設・病院を退所・退院した者であつて、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 (2) 特別支援学校を卒業した者であつて、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
内容等	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－8／月 暫定支給対象：暫定期間 2 ヶ月。 ただし、標準利用期間は、18 ヶ月以内とし、さらにサービスの利用が必要な場合は障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、最大 1 年間の更新が可能。

(13) 自立訓練（生活訓練）

対象	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために、一定の支援が必要な知的障害者又は精神障害者（具体的には次のような例） （１）入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 （２）特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
内容等	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者等の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－８／月 暫定支給対象：暫定期間２ヶ月。 ただし、標準利用期間は、２４ヶ月以内とし、さらにサービスの利用が必要な場合は障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、最大１年間の更新が可能。

(14) 宿泊型自立訓練

対象	上記（１３）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障害者・精神障害者
内容等	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数／月 暫定支給対象：暫定期間２ヶ月。 ただし、標準利用期間は、２４ヶ月以内とし、さらにサービスの利用が必要な場合は障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、最大１年間の更新が可能。

(15) 就労移行支援

対象	次のいずれかに該当する者 (1) 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者(65歳に達する前5年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。) (2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者
内容等	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場の定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－8／月 暫定支給対象：暫定期間2ヶ月。 ただし、標準利用期間は、24ヶ月以内とし、さらにサービスの利用が必要な場合は障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、最大1年間の更新が可能。

(16) 就労選択支援

対象	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
内容等	短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－8／月 ただし、標準利用期間は、1ヶ月以内とし、さらにサービスの利用が必要な場合は最大1ヶ月間の更新が可能。

(1 7) 就労継続支援 A 型

対象	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者又は 65 歳以上の者（65 歳に達する前 5 年間引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労継続支援 A 型に係る支給決定を受けていた者に限る。）
内容等	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－8／月 暫定支給対象：暫定期間 2 ヶ月

(1 8) 就労継続支援 B 型

対象	次のいずれかに該当する者 （１）就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 （２）50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 （３）（１）及び（２）のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者 （４）障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画（案）の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
内容等	生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数－8／月

(1 9) 就労定着支援

対象	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された者であって、就労を継続している期間が 6 月を経過した者
内容等	就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数／月

(20) 自立生活援助

対象	障害者支援施設若しくは共同生活援助を行う住居等を利用して いた障害者又は居宅において単身であるため若しくはその家族 と同居している場合であっても、当該家族等が障害や疾病等のた め居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対 する支援が見込めない状況にある者であって、支援を要する者 (具体的には以下のような例) (1) 障害者支援施設、のぞみ園、指定宿泊型自立訓練を行う自 立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行 う病院に入所していた者 (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた者 (3) 精神科病院に入院していた精神障害者 (4) 救護施設又は更正施設に入所していた障害者 (5) 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容 されていた者 (6) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進セン ター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊して いた者 (7) 現に地域において一人暮らしをしている者又は同居する家 族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めない実 質的に一人暮らしと同等の状況にある者であって、当該障害 者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化に より、自立した地域生活を継続することが困難と認められる 者
内容等	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、 定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等によ り、状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係 機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備 に必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数／月

(21) 共同生活援助(グループホーム)

対象	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
	△	○	○	○	○	○	○
	※身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日 の前日までに障害福祉サービス又はこれに準ずるものを利用し たことのある者に限る。						
内容等	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われ る相談、入浴、排せつ又は食事等の介護その他の必要な日常生活 上の援助を行う。						
支給決定基準	原則：暦日数／月 ただし、体験利用の場合は、連続30日、年間50日まで ※サテライト型住居の場合は、原則3年まで						

(2 2) 地域移行支援

対象	次のいずれかに該当し、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者 (1) 障害者支援施設、のぞみ園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者 (2) 精神科病院に入院している精神障害者 (3) 救護施設又は更生施設に入所している障害者 (4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者 (5) 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者
内容等	住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数／月 ただし、標準利用期間は、6ヶ月以内とし、この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6ヶ月間の範囲内で更新が可能。

(2 3) 地域定着支援

対象	次のいずれかに該当する者 (1) 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者 (2) 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等にあるため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者
内容等	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
支給決定基準	原則：暦日数／月 ただし、標準利用期間は、12ヶ月以内とし、対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、12ヶ月間の範囲内で更新が可能。

【地域生活支援事業】

（１）日中一時支援

対象	日中において監護する者がいない等の理由により、一時的に見守り等の支援が必要であると福祉事務所長が認めた障害者等
内容等	障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。
支給決定基準	上限目安：８日／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由を申請時に確認させていただきます。

（２）移動支援

対象	地域において移動支援を必要とすると福祉事務所長が認めた以下の者 （１）屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者（児） （２） <u>屋外での移動に著しい制限のある身体障害者（児）（身障手帳１種１級若しくは１種２級の体幹機能障害又は１種１級の下肢障害）であって、重度訪問介護（障害福祉サービス）の支給決定がされていない者</u> （３）知的障害者（児） （４）精神障害者（児） （５）発達障害者（児） （６）その他、福祉事務所長が特に必要と認めた者
内容等	屋外での移動が困難な障害者等に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の支援を行う。
支給決定基準	上限目安：２０時間／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由を申請時に確認させていただきます。

（３）地域活動支援センター

対象	次のいずれかに該当する者 （１）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第４条に規定する身体障害者 （２）療育手帳所持者又は知的障害を有すると判定された１８歳以上の者 （３）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第５条に規定する精神障害者で１８歳以上の者
内容等	日中活動の場として創作的活動又は生産活動等の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。
支給決定基準	上限：２３日／月

(4) 訪問入浴

対象	事業の対象者は、市内に居住する身体障害者で、次の各号のいずれにも該当するものとする (1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める肢体不自由の障害等級が1級又は2級に該当する者(これと同程度の身体状況にある者を含む。以下同じ。) (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条の規定による要介護認定又は要支援認定を受けていない者 (3) 自ら入浴することが困難と認められる者 (4) 家族等の介助によっても入浴することができない者 (5) 近親者又はこれに準ずる者が、入浴時に身の回りの世話ができること (6) 病院に入院又は施設に入所していない者 (7) 医師により入浴可能と認められた者
内容等	身体障害者の居宅を訪問し、浴槽及び入浴機材等を提供して行う入浴介護サービスとする。
支給決定基準	上限：12回／月

【障害児通所支援】

（１）児童発達支援

対象	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる主に未就学児
内容等	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。
支給決定基準	上限目安：２３日／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由を児童利用計画（案）又はセルフプランに記載すること。

（２）放課後等デイサービス

対象	学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障害児
内容等	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。
支給決定基準	上限目安：２３日／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由を児童利用計画（案）（セルフプラン不可）に記載すること。

（３）居宅訪問型児童発達支援

対象	重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にあり、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難であると認められた児童 ※なお、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態とは、以下のような状態とする （１）人工呼吸器を装着している状態その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある場合 （２）重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態
内容等	居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。
支給決定基準	上限目安：２３日／月 ※上限目安を超える場合は、必要な理由を児童利用計画（案）又はセルフプランに記載すること。

(4) 保育所等訪問支援

対象	保育所等その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う児童であって、当該施設において、専門的な支援が必要と認められた児童
内容等	保育所等を訪問し、当該児に対して、当該児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。
支給決定基準	上限目安：2日／月 ※事業所と調整のうえ、上限目安を超える支給も可能。